

## 入札公告

福島県文化財センター白河館敷石修繕について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和4年1月26日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県文化財センター白河館敷石修繕 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県文化財センター白河館

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること
  - ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
  - イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実の後2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 福島県令和3・4年度工事請負有資格者名簿の発注種別が建築工事に登録されている者

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な

資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間 令和4年1月26日（水）から同年2月4日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁文化財課  
電話024-521-7787
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年2月4日（金）午後5時までに必着とする。

#### 4 設計図書等の及び質問について

- (1) 設計図書の閲覧について  
期間 令和4年1月26日（水）から同年2月8日（火）まで  
場所 福島県教育委員会ホームページによる。  
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/bunkazai14.html>)
- (2) 設計図書の質問  
令和4年1月26日（水）から同年2月2日（水）まで  
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁文化財課  
電話024-521-7787 FAX024-521-7974  
電子メールk.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp
- (2) 質問の回答予定日  
令和4年2月4日（金）  
(1)に記載のホームページに掲載  
(入札書の提出前に、必ず上記箇所で質問回答の有無を確認すること)

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年2月15日（火）午前9時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) 問い合わせ先 3の(2)に掲げる場所に同じ
- (4) その他  
郵送により入札をする場合には、書留郵便を使用し、令和4年2月14日（月）午後5時までに、3の(2)に掲げる場所に必着とする。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

##### (1) 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札書を提出した者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

##### (3) 契約書作成の要否 要

##### (4) その他

詳細は、入札説明書による。

不明な点は、次に示すところに照会すること

問い合わせ先 福島県教育庁文化財課

電話024-521-7787 FAX024-521-7974